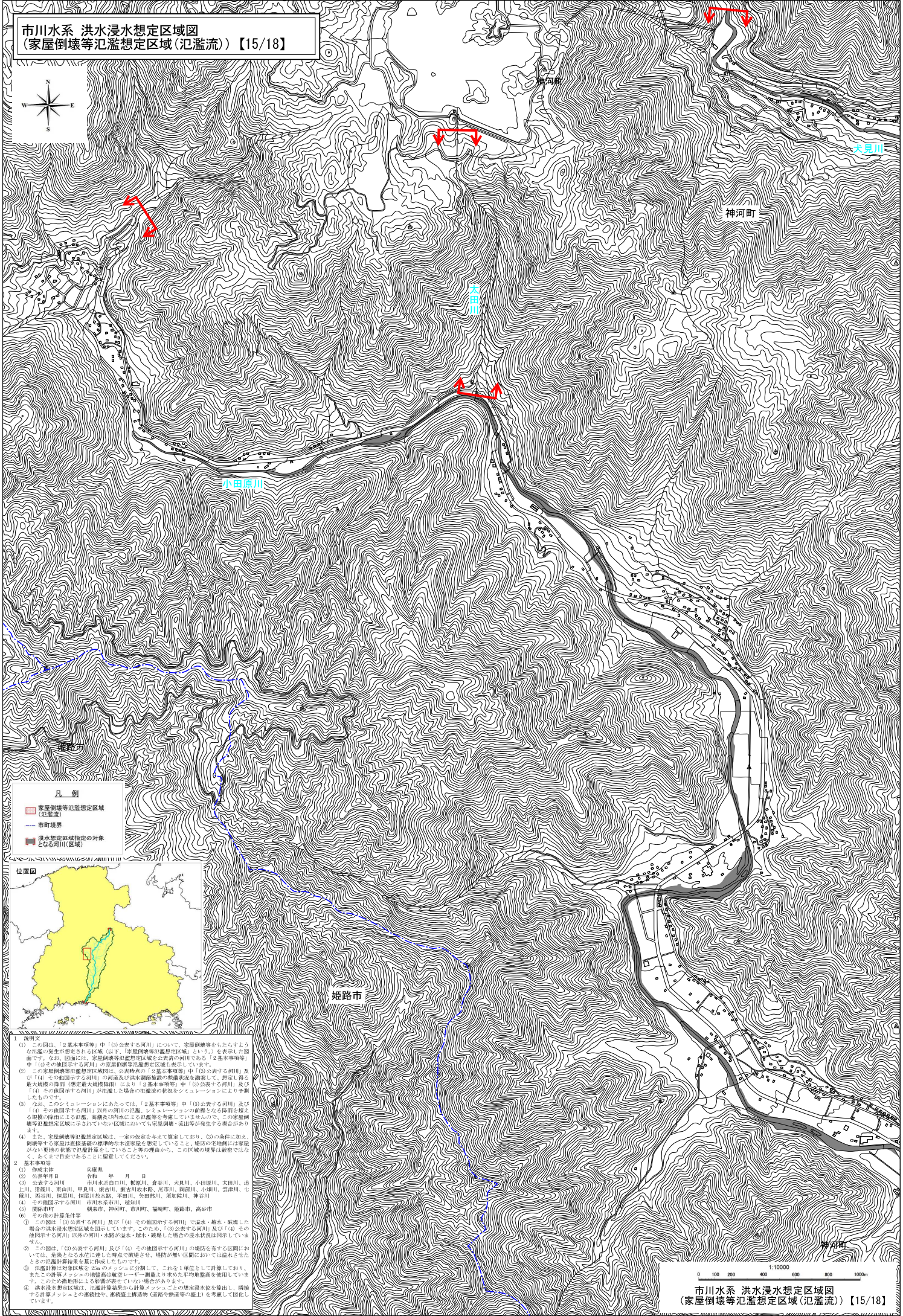
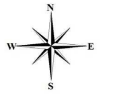


市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【15/18】



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 - 市町境界
 - 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川(区域)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(2)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」の名称が記載されています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表名の「2基本事項等」中「(2)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の河床及び洪水調節施設の敷設状況を勘案して、想定される最大規模の氾濫(想定最大規模氾濫)として、「2基本事項等」中「(2)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況シミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を想定する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊、流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をなして算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋の倒壊率等の確率論的な仮定を想定していること、周辺の土地利用に氾濫が及ぼす影響が算定されていないこと等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることをご理解してください。

2 基本事項等

(1) 関係法令
 (2) 公表年月日
 (3) 公表する河川
 (4) 公表する河川
 (5) 関係河川
 (6) その他計算条件等

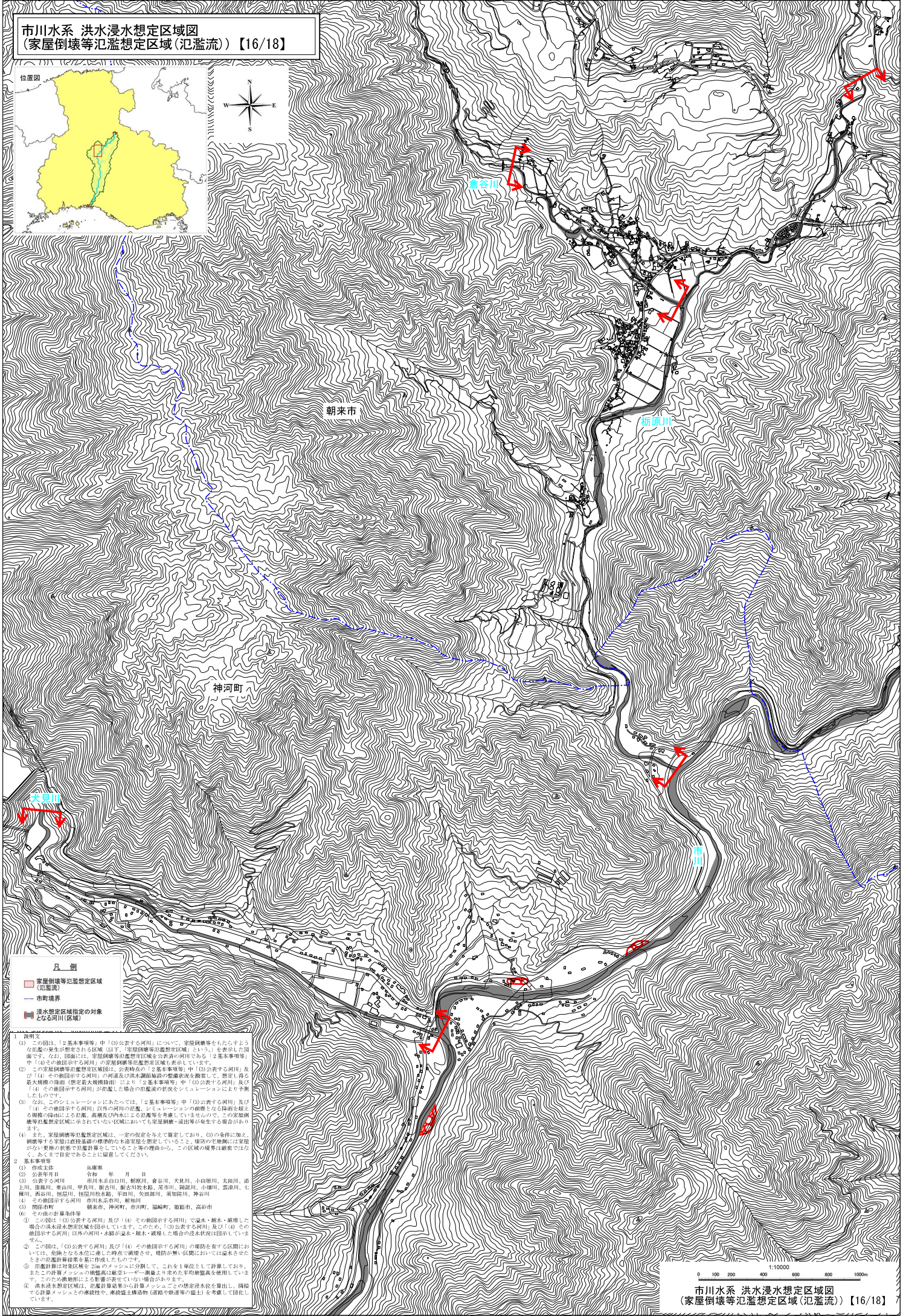
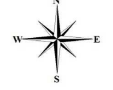
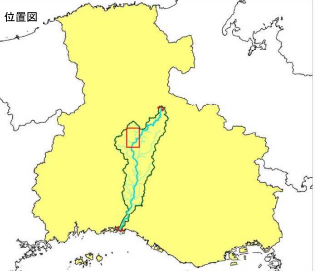
① この図は、「(2)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」で洪水・高潮・濁流した場合の洪水浸水想定区域を示しています。この公表する河川(及び「(4)その他指定する河川」以外の河川・水路が洪水・高潮・濁流した場合の浸水状況は示していません。

② この図は、「(2)公表する河川」及び「(4)その他指定する河川」の増幅を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で氾濫が、増幅が無い区域においては溢水となったときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は氾濫想定区域とのメッシュ単位で行われ、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの境界線は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため、崖地帯による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続した構造物(道路や橋梁等の壁土)を考慮して図化しています。

市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【16/18】



- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 - 市町境界
 - 洪水想定区域指定の対象となる河川(区間)

1. 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を表示した図面です。なお、図面には、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を形成する河川である「2基本事項等」中「(1)その氾濫する河川」の字種倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(2)公表する河川」及び「(3)その氾濫する河川」の河床及び洪水調節施設等の現状を勘案して、想定しうる最大規模の氾濫(想定最大規模氾濫)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その氾濫する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その氾濫する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域図において「2基本事項等」河川が発生する場合はあります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の精度を有して設定しており、(3)の条件に加え、細線等による家屋倒壊等氾濫想定区域を想定していません。境界の正確性は、図面が示す実際の状態と異なる可能性があることから、この区域の境界は厳密ではないと、あくまで目安であることを留意してください。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県 兵庫県 計画部

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 河村木立山川、朝陽川、倉吉川、木立川、小田原川、太田川、道土川、藤原川、豊山川、甲良川、飯吉川、飯吉川本筋、荒谷川、岡田川、小川川、雲津川、七輪川、西谷川、徳田川、徳田川本筋、平田川、安田川、須賀川、神谷川

(4) その氾濫する河川 市川(市川町)、新原川

(5) 関係する河川 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

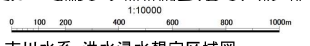
(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その氾濫する河川」で洪水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域を国許しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その氾濫する河川」以外の河川・水路が洪水・氾濫した場合の洪水浸水想定区域は表示していません。

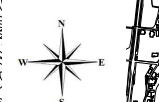
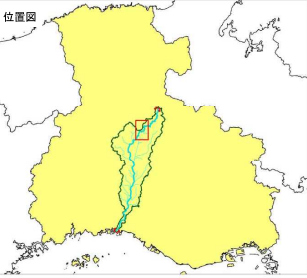
② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その氾濫する河川」の堤防を有する区間においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防が破綻し、堤防のない区間においては洪水が氾濫想定区域に到達するまでには考慮していません。

③ 氾濫計算は計算精度を基に1次元に分割して、これを1次元として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は縮尺1/1000より求めた平均地形高を使用しています。このため地形高には影響が想定できない場合があります。

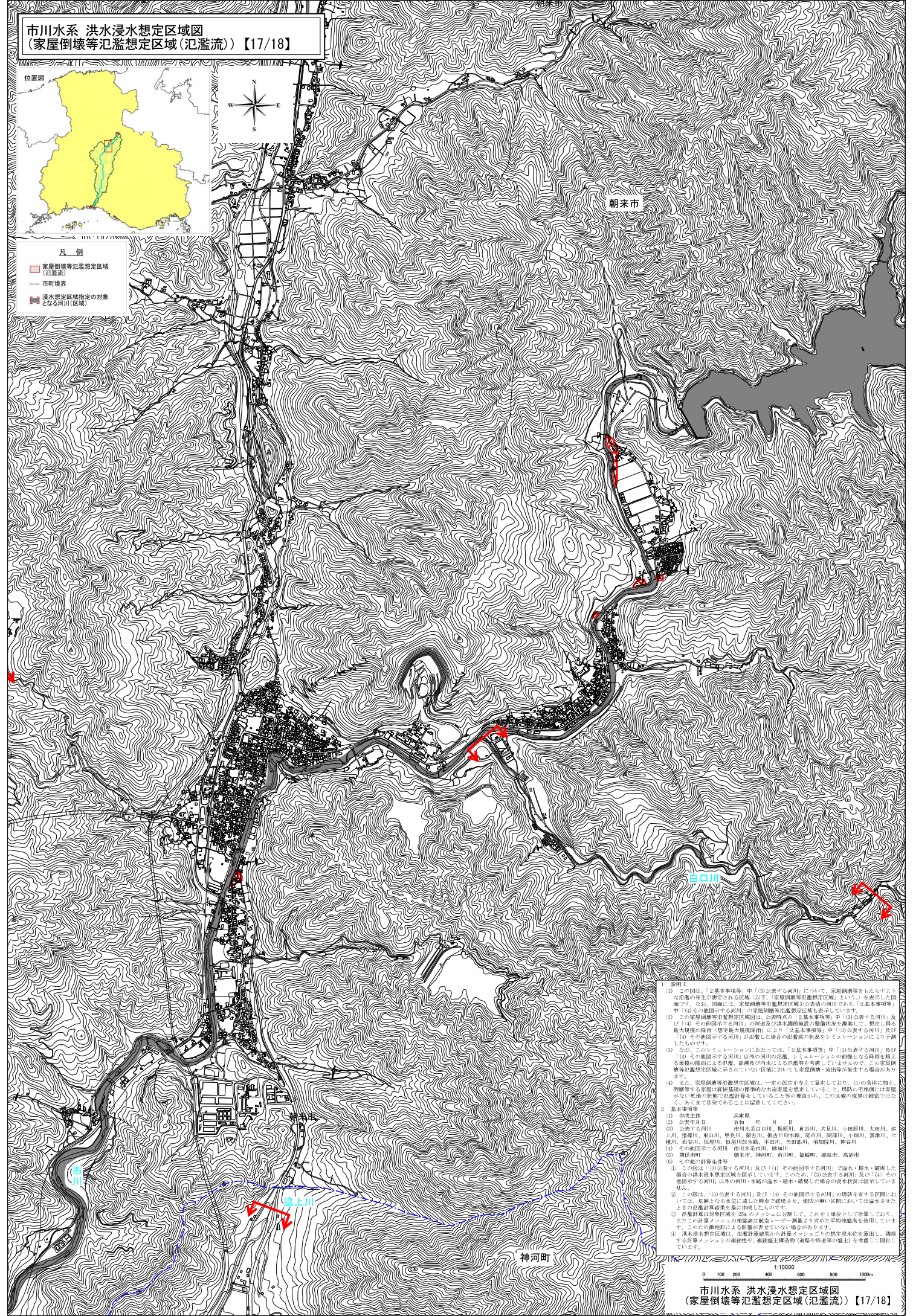
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水高を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。



市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【17/18】



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
 - 市町境界
 - 洪水想定区域指定の対象となる河川(区域)



1 説明文

(1) この図は、「基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を明示した図面である。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「(2)基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公定標準の「基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河況及び洪水調節施設の状態を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「(2)基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した際の氾濫域の仮定シミュレーションにより算出したものである。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「(2)基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、ならびに河川の崩壊となる等の河川を有する等の河川による氾濫、高潮及び利根による氾濫を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算出しており、(3)の条件に加え、傾斜等する家屋は基礎基礎の種別的な定常状態を想定していること、陸地の宅地開口は定常的な定常状態での氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の発生は厳密にはなからず、目安とするものとして記載してあります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 長崎県

(2) 公表河川名 令和 年 月 日
 市川(本系白川、熊原川、善谷川、大見川、小原川、太田川、道土川、善富川、船山川、甲由川、坂本川、飯谷川、尾市川、岡部川、寺郷川、熊津川、三郷川、善谷川、熊原川、飯谷川、本郷川、市田川、須賀川、須賀川、神谷川)

(3) その他図示する河川 市川(本系)、善富川

(4) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、高砂市、高砂町

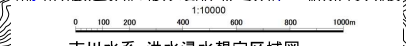
(5) その他重要関係河川 市川(本系)、熊原川、飯谷川、本郷川、須賀川、神谷川

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で氾濫・崩壊した際の洪水浸水想定区域を明示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・利根が氾濫・崩壊した際の洪水浸水想定区域は図示していません。

② この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の標高を有する区域における、河川を有する区域に限定して、氾濫を想定しています。標高が低い区域については、氾濫を想定した際の氾濫計算結果を基に作成したものです。

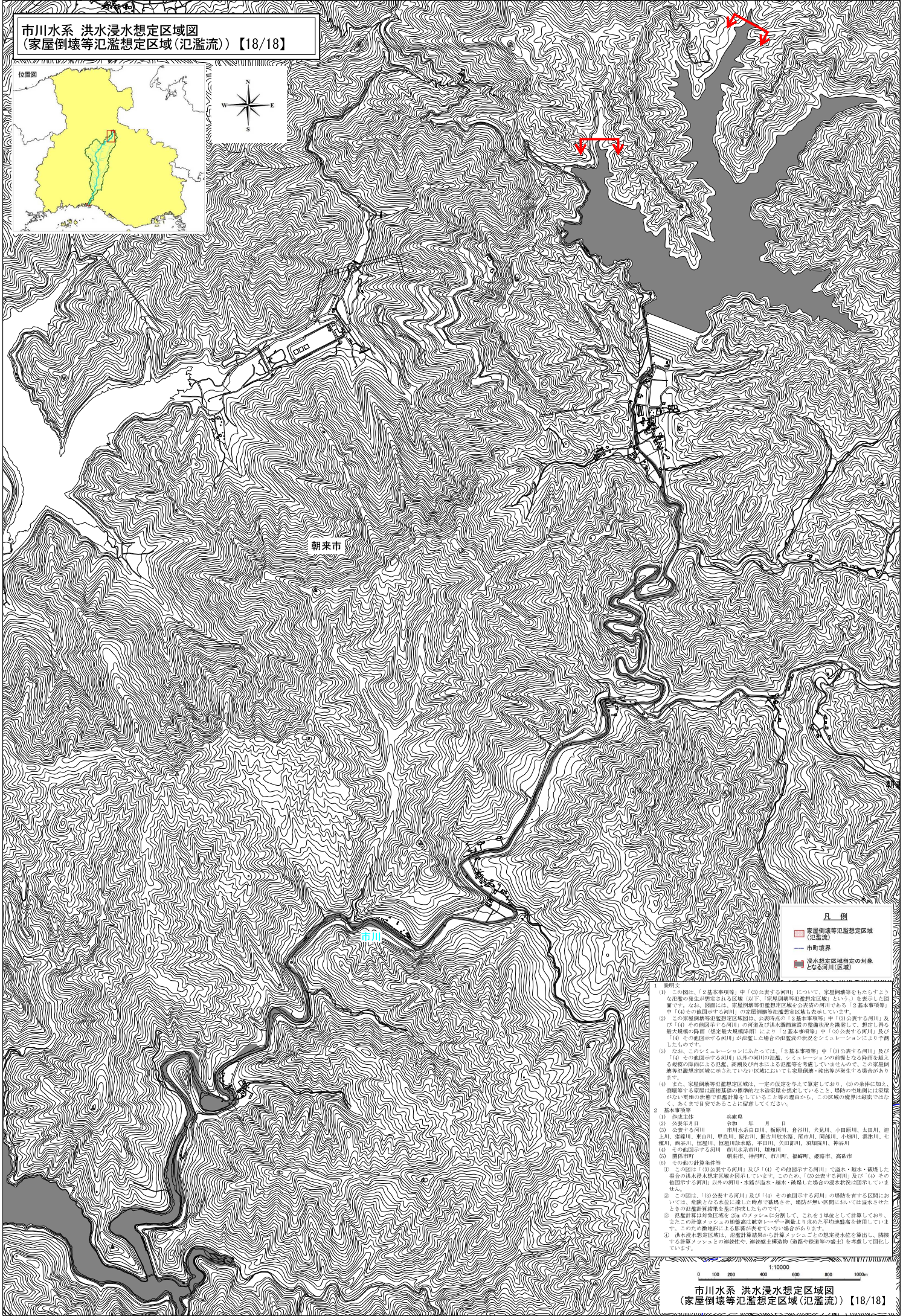
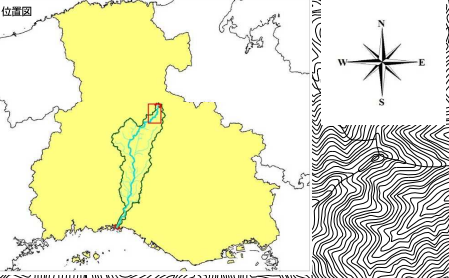
③ 氾濫計算は対象区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、1単位(メッシュ)の標高が、計算結果より1単位(メッシュ)の標高より低い場合は、氾濫を想定していません。このため、地形による影響が計されていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、陸地を計算メッシュごとの連続性や、連続した建物(道路や鉄道等の壁)を考慮して図示してあります。



市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【17/18】

**市川水系 洪水浸水想定区域図
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【18/18】**



朝来市

市川

凡 例

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域
(氾濫流)

— 市町境界

■ 洪水浸水想定指定の対象
となる河川(区)

1. この図は、「2 基本事項等」中「(3) 公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を告示した図面であるが、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域となる河川である「(2) 基本事項等」中「(4) その他指定する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

2. この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公称幅員の「2 基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」の建設及び治水事業開始日の最遅日をもって算出する最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2 基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」が氾濫した場合の氾濫深の状態をシミュレーションにより予測したものである。

3. なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を起す河川の河川による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮して算出するので、「(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域」に示されていない区域においても家屋倒壊・家屋等が発生する場合があります。

4. また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をちきて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な水浸想定を想定していること、堤防の宅地側には至り、(4)の河川で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は破綻には至らないと考えられていますので留意してください。

2 基本事項等

(1) 河川名目 対象河川

(2) 公表する河川 合 併 年 月 日

(3) 公表する河川 市川次赤白川、新藤川、倉谷川、赤見川、小田原川、去田川、道土川、藤巻川、車山川、甲斐川、飯古川、飯古川用水路、尾市川、岡部川、小瀬川、栗田川、七瀬川、海老川、飯島川、尾瀬川、赤田川、赤田川用水路、加瀬川、樽谷川

(4) その他指定する河川 市川水糸川、藤巻川

(5) 関係市町 根来市、神岡町、市川町、加瀬町、赤尾市、高砂市

(6) その他河川名称等

① この図は、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」で氾濫・転水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を告示しています。このため、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」以外の河川・水路が氾濫・転水・破壊した場合の洪水浸水想定区域には含まれません。

② この図は、「(3) 公表する河川」及び「(4) その他指定する河川」の堤防を貫する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防を破綻させ、堤防が破綻した区域においては浸水想定区域とする計算等を実施して算出したものである。

③ 氾濫計算は対象区域を 25m のメッシュに分割して、これを 1 単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用している。このため地形高に若干の誤差が生じている場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定洪水位を算出し、関係する計算メッシュとの連続性や、連続した構造物（道路や橋等の盛土）を考慮して図化したものです。

0 100 200 400 600 800 1000m